

## 随意契約理由書

件名	春日野小学校校舎改築ガス設備工事
契約の相手方	奥村組土木興業株式会社 神戸支店
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

### 随意契約の理由

本工事は、春日野小学校校舎改築に伴うガス設備工事である。

ガス設備工事の施工については、ガス事業法第61条1項、同法193条、及び同法第48条による大阪ガスネットワーク株式会社の一般ガス供給約款12-(1)に定める所により、ガス導管事業者である大阪ガスネットワーク株式会社のみが可能である。

しかしながら、同業者は工事監理を満足に行うための体制を有しないため、同業者と業務委託基本契約を締結し、同業者が業務を委任する上記業者と随意契約を行う。

担当部署 (問合せ先)	建築住宅局設備課機械係	(電話番号 078-595-6601 )
----------------	-------------	----------------------

## 随意契約理由書

件 名	垂水小学校校舎棟建設ガス設備工事その2
契 約 の 相 手 方	モンノ株式会社
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
随意契約の理由	
<p>本工事は、垂水小学校校舎棟建設に伴うガス設備工事である。 ガス設備工事の施工については、ガス事業法第61条1項、同法193条、及び同法第48条による大阪ガスネットワーク株式会社の一般ガス供給約款12-（1）に定める所により、ガス導管事業者である大阪ガスネットワーク株式会社のみが可能である。 しかしながら、同業者は工事監理を満足に行うための体制を有しないため、同業者と業務委託基本契約を締結し、同業者が業務を委任する上記業者と随意契約を行う。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建築住宅局設備課機械係 (電話番号 078-595-6601)